

計量法(平成4年法律第51号)第21条第1項及び第2項の規定により、
次のとおり指定定期検査機関による特定計量器の定期検査を行います。

令和5年9月19日

京都府知事 西脇隆俊

1 定期検査を行う区域

上京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量500キログラム以下の質量計

3 定期検査の実施場所

指定定期検査機関が指定する場所

4 定期検査の実施の期日

令和5年10月23日から同年12月8日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く)

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

指定定期検査機関が指定する場所：集合検査の会場

月 日	時 間	会 場
10月23日(月)	午前10時～午後2時00分	二条城北小学校
10月24日(火)	午前10時～午後1時30分	京都生き方探究館 (元 滋野中学校)
10月25日(水)	午前10時～午後2時30分	仁和小学校
10月26日(木)	午前10時～午後2時00分	翔鸞小学校
10月27日(金)	午前10時～午後2時00分	元 待賢小学校
10月30日(月)	午前10時～午後1時30分	室町小学校
10月31日(火)	午前10時～午後1時30分	元 聚楽小学校
11月 1日(水)	午前10時～午後2時30分	乾隆小学校
11月 2日(木)	午前10時～午後2時00分	新町小学校
11月 6日(月)	午前10時～午後2時00分	正親小学校
11月 7日(火)	午前10時～午後2時30分	京極小学校
11月 8日(水)	午前10時～午後2時30分	西陣中央小学校